

第1回 第5次亶理町総合発展計画審議会

日 時：平成26年9月30日(火)
午後1時30分～

場 所：亶理町立図書館（悠里館）視聴覚ホール

次 第

(委嘱状交付)

1. 開 会
2. あいさつ
3. 審議会委員紹介
4. 亶理町総合発展計画審議会条例について
5. 協議事項
 - 1) 会長及び副会長の選出について
6. 第5次亶理町総合発展計画策定及び亶理町国土利用計画にかかる諮問
7. 事務局説明
 - 1) 第4次亶理町総合発展計画の概要について……資料1
 - 2) 第5次亶理町総合発展計画の策定スケジュールについて……資料2
 - 3) 亶理町の現況について……資料3
8. 質疑応答
9. その他
10. 閉 会

亶理町総合発展計画審議会委員名簿

No.	職 名	氏 名
1	宮城大学事業構想学部 副学部長 教授	風見 正三
2	宮城大学食産業学部環境システム学科教授	郷古 雅春
3	亶理地区行政事務組合消防本部消防長	菊地 英夫
4	宮城県亶理警察署 代表	千葉 好
5	亶理町災害防止協議会長	八木 昌征
6	亶理町婦人防火クラブ連合会長	菅生 和子
7	亶理地区区長会長（兼自主防災会連絡会長、亶理地区まちづくり協議会長）	伊藤 建夫
8	吉田地区区長会長	岩佐 裕昭
9	荒浜地区区長会長	武者 幸治
10	逢隈地区区長会長	三品 知之
11	荒浜地区まちづくり協議会長	鎌田 幸夫
12	吉田西部地区まちづくり協議会長	小山 信悦
13	吉田東部地区まちづくり協議会長	佐藤 實
14	逢隈地区まちづくり協議会長	村上 収
15	亶理町民生委員・児童委員協議会長	横山 敏彦
16	亶理町老人クラブ連合会長	渡邊 信秋
17	子ども・子育て支援審議会	志賀 力
18	わたりっ子を育てる会会長	伊藤 幹代
19	亶理郡医師会長	大友 弘美
20	亶理町食生活改善推進員協議会長	清野 珠美子
21	亶理町農業委員会会長	青柳 俊一
22	亶理土地改良区理事長	三品 幸徳
23	みやぎ亶理農業協同組合代表理事組合長	岩佐 國男
24	みやぎ亶理農業協同組合女性部長	安住 郁子
25	認定農業者協議会会長	片平 洋之
26	亶理町農産加工推進協議会長	小野ひで子
27	宮城県漁業協同組合仙南支所亶理運営委員長	菊地 伸悦
28	宮城県漁業協同組合仙南支所亶理水産加工研究会会長	木村 光子
29	亶理ロータリークラブ 代表	櫻井 隆
30	亶理ライオンズクラブ 代表	黒崎 敏郎
31	(社)あぶくま青年会議所 代表	佐藤 英治

32	亘理山元商工会会長	丸谷 由郎
33	亘理山元商工会女性部長	丸子キヨ子
34	亘理山元商工会青年部長	刈谷 文俊
35	亘理町教育委員会委員長	佐藤 正行
36	亘理町地域婦人団体連絡協議会長	小野 典子
37	亘理町芸術文化協会会長	大堀 欣七
38	亘理町PTA連絡協議会長	三品 裕也
39	亘理町スポーツ振興審議会会長	樋口久美子
40	NPO法人 セリアの会理事長	セリア・ダンケルマン
41	一般住民	宍戸 法男
42	一般住民	大久 邦夫
43	一般住民	門馬恵美子
44	一般住民	木村 一行
45	一般住民	齋藤 博志
46	一般住民	伊藤美和子
47	一般住民	尾本とも代
48	一般住民	太細 正志
49	一般住民	鈴木一江
50	一般住民	紅林 すゞ子

○亙理町総合発展計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亙理町総合発展計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて亙理町長期総合発展計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関及び各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

1) 会長及び副会長の選出について

会 長	
副 会 長	